原告には必ずお届け下さい。
２０１７年１０月１７日　１５０号

生活保護制度を良くする会
ニュース

事務局　道生連
電話　011-736-1722
ﾌｧｯｸｽ　011-736-1688
ﾒｰﾙ　seihoyokusurukai@herb.ocn.ne.jp

１０月１４日（土）に行われた第２１回北海道高齢者大会は、２３０人の参加（道生連から２５人）で成功をおさめました。午後に行なわれた第１分科会「アンケートから生活保護利用者の暮らしを考える」（吉田玲英弁護士・「新・人間裁判」弁護団）には、２２人が参加。

厚労大臣の裁量を逸脱してることを生保利用者の生活悪化の実態を示し裁判で突きつける

吉田弁護士（写真）は、「生活保護法で生活保護基準を決めるのは厚生労働大臣の裁量によると書かれています。生活保護の裁判が個々の事案で勝つことがあっても、総体の争いで勝てないのは最後は厚労大臣の裁量を持ち出されてくるからです」、「ですから、この『新・人間裁判』では、裁量があるからと言って何を決めてもよいというものではない。越えてはならないラインがあるはずで、それは憲法２５条や生活保護法にある『健康で文化的な最低限度の生活』です」、「これを下回る生活を国民に強いることは憲法違反であり、生活保護法に違反である！ということを打ち出していきます」、「そのために、保護費の引き下げによって出現した生活が、憲法や生活保護法に示されている基準以下の状態にあることを、裁判で保護利用者全体の傾向として突きつけて行く、同時に各世帯においてもどう現れているかを具体的に突きつけて行く、双方から展開をしていきたい」と述べました。

そして、今年の８月に発表された木下武徳・立教大学教授（当時、北星大学准教授）の「北海道における生活保護利用世帯の生活実態～２０１５年の調査結果から」（道生連が協力し、全道６１９人の生活保護受給者から回収された）を用いて、９０分、生活の現状の分析と解説を行いました。

生活保護への偏見・スティグマについて意見が交わされた後半の意見交流

私は生保を利用していますが、通っている病院の会計は自動支払機です。モニターに「０円」と出ます。その時、私の後ろには人が並んでいるのですが、背中に「この人、生保だ！」という視線を感じるのです（東区の生活保護利用者）

戦前生まれなので戦後のひどい社会状況を知っています。当時はもっとひどかったと思う。でも、食事が満足にとれない、医療にかかれない、教育が受けられないと言う状況が起きないようにしなければならない（年金者組合の参加者）

午前中の藤田孝典氏の話にありましたが、ドイツでは学校教育で生存権や生活保護制度について国民に知らせているそうです。ですから国民は権利として堂々と利用する、申請できるのです。ですから捕捉率は９０％もあります。日本は高くても３０％ですから。日本では生活保護制度が隠されている、と藤田氏は言っていました。国民に制度を知らせる運動が大事なので、街頭宣伝でもそこを意識して訴えています（三浦誠一・道生連会長）―などのべ１０人が発言しました。